

## 資料 2

### 滋賀県社会福祉審議会規程の一部改正について

#### 1 改正の理由

児童福祉法の改正に伴い、図書等審査部会および児童措置審査部会の所管事項について訂正が生じたため、滋賀県社会福祉審議会規程の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正の概要

図書等審査部会の所管事項を児童福祉法第8条第9項とし、児童措置審査部会の所管事項2を削除する。

#### 3 その他

この規程の改正は、公布の日から施行することとします。